

兵庫県立大学看護学部・地域ケア開発研究所紀要規程

(目 的)

第1条 兵庫県立大学看護学部及び地域ケア開発研究所は、研究成果を発表するため紀要を発行する。

(名 称)

第2条 この紀要の名称は、「兵庫県立大学看護学部・地域ケア開発研究所紀要」(以下「紀要」という。)とする。

(編 集)

第3条 「紀要」の編集は、明石地区学術情報委員会(以下「学術情報委員会」という。)が行う。

(発 行)

第4条 「紀要」は、年1回定期的に発行する。ただし、特別に必要があると学術情報委員会が認めたときは、臨時にこれを発行することができる。

(投稿資格)

第5条 「紀要」への投稿資格者は次のとおりとする。

- (1) 看護学部及び地域ケア開発研究所の専任教員(以下「専任教員」という。)
- (2) 大学院看護学研究科の学生
- (3) 研究生、研修員;いずれも専任教員との共同研究であること。
- (4) 元専任教員または元大学院生;研究内容が本学在職中または本学在籍中のものに引き続くものであること。
- (5) 非常勤講師及び客員教員
- (6) 学外者;専任教員との共同研究であること。
- (7) その他学術情報委員会が投稿を依頼した者、学術情報委員会が適当と認めた者

(掲載範囲)

第6条 「紀要」に掲載する内容は次のとおりとする。

- (1) 研究論文(未発表のものに限る。)
- (2) 研究報告(未発表のものに限る。)
- (3) 総説
- (4) 研究業績

(掲載の選択)

第7条 「紀要」への掲載の選択は、学術情報委員会がこれにあたる。ただし、論文の内容によっては、学術情報委員会が適当な第三者に、その審査を依頼することがある。

(別刷の費用)

第8条 別刷は、最高50部まで無料配付する。それを超える場合については、超過分を投稿者の負担とする。

(投稿要綱)

第9条 投稿原稿については、別途定める投稿要綱によるものとする。

(紀要の著作権の帰属)

第10条 「紀要」に掲載された論文等の著作権は、明石看護学術情報館に帰属する。ただし、投稿者自身は、自らの論文等の全部又は一部を複製、出版することができる。投稿者は、明石看護学術情報館を通じたインターネット上での公開を了承したものとする。なお公開におけるクリエイティブ・コモンズ・ライセンスは、『表示-非営利-改変禁止』とする。

(規程の改正)

第11条 この規程の改正は、看護学部教授会及び地域ケア開発研究所運営委員会の議決による。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。